人事院

（職員福祉局長）
職員福祉局次長事務取扱を免ずる
（給与局長）
給与局次長事務取扱を免ずる
（企画法制課長）
事務総局審議官に昇任させる
（事務総局審議官）
職員福祉局次長に配置換する
（人材局企画課長）
給与局次長に昇任させる
（公平審査局首席審理官）
企画法制課長に配置換する
（人材局企画官）
職員福祉局補償課長に昇任させる
（人材局研修調整課長）
人材局企画課長に配置換する
（給与局給与第三課長）
人材局研修調整課長に配置換する
（事務総局総合調整官）
給与局給与第三課長に配置換する
（職員福祉局補償課長）
公平審査局首席審理官に配置換する
（人材局研修調整課国際研修室長）
人材局企画官に配置換する
（事務総局調査職）
人材局研修調整課国際研修室長に配置換する
人材局付の併任を解除する（以上四月十二日）

井上　利
古屋　浩明
森永　耕造
福田　紀夫
江畑　賢治
西　浩明
鈴木　敏之
赤穂　敏広
和田　縁
練合　聡
吉田　徳幸
徳山　淳記
小山　茂樹

公正取引委員会

（経済取引局総務課企画官）内閣府事務官
岩下　生知
経済取引局取引部企業取引課企画官に配置換する（四月六日）

公安調査庁

（東京高等検察庁検事公安調査庁総務部総務課長）検事
畔柳　章裕
公安調査庁総務部総務課長に充てるため、その官を解く
（東京地方検察庁検事公安調査庁調査第一部第二課長）同
髙橋　真
公安調査庁調査第一部第二課長に充てるため、その官を解く
（東京高等検察庁検事公安調査庁調査第一部第一課長）同
西谷　隆
公安調査庁総務部総務課長に充てる
（東京高等検察庁検事）同
植村　誠
公安調査庁調査第一部第一課長に充てる
（東京地方検察庁検事）同
友添　太郎
公安調査庁調査第一部第二課長に充てる（以上四月十日）

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、マラウイ国大統領ビング・ワ・ムタリカ閣下逝去につき、四月十一日同国大統領ジョイス・ヒルダ・ムティラ・バンダ閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十九号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十四年四月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

1　第五十七号を削り、第五十八号を第五十七号とし、第五十九号から第六十号を一号ずつ繰り上げる。

2　第六十一号を削り、第六十二号を第六十号とし、第六十三号を第六十一号とし、第六十四号を第六十二号とし、第六十二号の次に次の一号を加える。

六十三　日本航空株式会社

3　第六十五号を第六十四号とし、第六十六号から第百十三号までを一号ずつ繰り上げる。

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十四年四月十三日

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第一号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年五月十七日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　　名　歩濱　光行
　生年月日　昭和四十一年六月十五日
　旅券申請上の住所　埼玉県所沢市若狭
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TZ〇七一九八五〇
　発行年月日　二〇一〇年七月二十一日
　旅券名義人　歩濱　光行
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、所沢簡易裁判所から器物損壊の罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨が、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成24年4月13日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり	
路線名	区間
一般国道１号	静岡県藤枝市仮宿字新屋1494番３から静岡県藤枝市岡部町入野字南山59番１まで
一般国道474号	愛知県新城市名号字大六14番１から静岡県浜松市北区引佐町東黒田字桑田263番３まで

2　指定する期日　平成24年４月14日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成24年4月13日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり	
路線名	区間
一般国道１号	静岡県藤枝市仮宿字新屋1494番３から静岡県藤枝市岡部町入野字南山59番１まで
一般国道474号	愛知県新城市名号字大六14番１から静岡県浜松市北区引佐町東黒田字桑田263番３まで

2　指定する期日　平成24年４月14日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう、走行することにより、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、縦寸法0.23メートル以上、横寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方のやすい箇所に掲げること。